

令和3年9月1日

東京都知事

小池百合子様

三多摩建設業連合会

会長 森屋義政

一般社団法人 北多摩建設業協会

会長 土方康志

一般社団法人 南多摩建設業協会

理事長 森屋義政

一般社団法人 西多摩建設業協会

理事長 榎森厚志

令和4年度 東京都予算等に対する要望書

平素より三多摩建設業連合会に対して格別のご指導ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当連合会は、上記三団体で構成されており、地域に密着した中小建設業団体として、会員各社は社会的使命を認識し、東京都との緊密な連携を通して都民が安心して生活できる社会作りと地域経済の発展に鋭意取り組んで参ります。

令和4年度の予算編成にあたりまして、前年度に増して多摩地域に特段のご理解とご高配を賜りたく、要望書を提出させていただきます。

要 望 事 項

一. 公共事業費の確保と予算の執行について

1. 昨今、全国各地で台風や局地的な集中豪雨などの異常気象による大規模災害が発生している。都民の生命財産を守るための対策としての河川整備事業(調節地・護岸・堤防など)・橋梁整備事業(耐震補強など)・道路災害防除事業(砂防など)・交通安全施設事業(都道の無電柱化など)には引き続き事業費の優先確保を要望します。
2. 多摩地域住民の安全性・利便性向上、産業の活性化を促進するための道路事業に対し、前年度を上回る事業費の優先確保を願います。
3. これらの公共事業費が確保されても予算が執行されなければ、意味がありません。予算の執行率が重要ですので、予算は確実に消化して貰いたい。

二. 地元中小建設業者の受注機会の確保について

1. 東京都では分離分割発注を積極的に推進されているが、特に土木工事については地元中小建設業者の対応案件増加のため、引き続き更なる分離分割発注を徹底されたい。
2. 東京都においては、従前よりゼロ都債などの活用により、工事の発注・施工時期の平準化を図っていますが、債務負担行為を活用するなど、なお一層の発注・施工時期の平準化に向けた取り組みを要望します。
3. 中小企業対象案件については、他県本店の支店業者は排除して貰いたい。東京都では、都外に本店があり都内に支店・営業所を置いている中小企業に、都内に本店がある業者同様に入札に参加させ工事契約をしている。一方、他県の状況を見ると、我々都内の業者は特殊工事以外の入札には参加できないのが現状です。入札可能業者を都内本店業者のみにして頂かないと、我々地元業者の経営が悪化し、災害時等の有事の際に対応する業者がいなくなります。有事の際に一番初めに東京都に協力するのは我々都内本店業者です。

三. 入札・契約制度について

1. 入札・契約制度が本格導入され、東京都の基本的考え方として、多数の企業に広く受注機会を確保し、競争性を確保することとされています。しかしながら、災害時の緊急工事に対するB等級以下の地元中小建設企業の受注実績が減少しております。また、過去の実績が少なく今後企業努力し、格付けを上げようとする中小建設企業を育成するためにも、混合入札ではなく、従前のJV制度の義務化に戻して頂きたい。
2. 予定価格の事前公表について、積算の負担軽減の観点から、建築4.4億円未満、土木3.3億円未満の価格帯の案件では見直しが行われましたが、多くの中小企業が入札に参加している、A等級の価格帯(予定価格9億円未満)の工事案件まで事前公表を拡大して頂きたい。
3. 東京都では入札・契約制度改正として、契約前の「入札段階」での制度改正が中心となって行われておりますが、設計変更など契約後の「施工・精算段階」の制度改正が少ないように思われます。昨今の都発注工事において設計変更に絡む問題が非常に増えており、「施工・精算段階」の制度について改めて見直しを図って頂きたい。制度としてある「総価契約単価合意方式」の採用を考えて下さい。
4. 災害発生時に「地域の安全・安心を守る」という地域建設業の社会的役割を果たすBCP(事業継続計画)の策定を総合評価項目に追加し、BCPを取得している団体の構成員に加点処置をお願いしたい。また、災害協定を締結している団体の構成員に対する加点を増やす方向で見直して頂きたい。

これは昨年も要望したことですが、「総合評価方式の制度の目的は、価格のみならず、施工能力をしっかりと評価し、品質の確保を図ること」との回答を頂きましたが、BCPこそは施工能力をしっかりと判定する材料ではないでしょうか。
5. 安全衛生を目的とした「建設業労働災害防止協会」に加入している団体の構成員に総合評価の加点項目を新たに追加して頂きたい。

昨年、前項4と同様の回答を頂いておりますが、工事の安全成績が評価されていることから、結果のみならず、「建災防」に加入して安全施工に注力しているその過程においても評価されるべきだと思います。

四. 働き方改革の推進について

1. 働き方改革達成に向けて、工事発注に当たっては時間外労働・週休二日制・熱中症対策・降水などの気象状況を考慮した、余裕を持った適切な工期設定と必要な労務費や経費の補正などの予算措置(積算)をお願いします。
2. 国土交通省においては「余裕期間制度」の活用により、受注者が工事着手前に建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで施工時期の平準化を図ることに資すると考えられている。これは施工時期の平準化のみならず、働き方改革に向けての有効な手段と考えます。ぜひとも、余裕期間制度の導入を検討願います。
3. これまでも、毎年提出書類の削減・簡素化を要望して参りましたが、目立った進展がありません。いよいよ、建設業も2024年4月から完全週休2日制と時間外労働の上限規制(月45時間)が適用されます。従来通りの考えだと、現場完成と同時に書類作成も完了した上で竣工検査を受ける必要がある。このため、現場担当者は残業をしなければ、書類作成が間に合いません。そこで、書類の削減・簡素化に加え、新たな試みとして工事完了後に書類作成期間を設けることを提案いたします。